

○一名主・百姓名田畠（みょうでんばた）持ち候、大積り名主式拾石以上、百姓は拾石以上、夫（それ）より内に持ち候ものは、石高

猥りに分け申す間敷旨仰せ渡され畏み奉り候、若し相背き申し候はば、何様の曲事にも仰せ付けらるべき事

○一御朱印の寺社領田畠・屋敷、質物に書き入れ候とも取り申す間敷候、縦證文慥かにこれ有る逆（とて）も

御朱印の寺社領田畠・屋敷は、外へ取り候儀

成り難く候間、質物一切取り申す間敷候、此の段相守り申すべき旨仰せ渡され畏み奉り候、若し相背き申し候はば、何様の曲事にも仰せ付けらるべき候事

○一耕作常々精出し、作の間ハ男女ともに相応の稼ぎいたし申すべく候、若し作に無精にて、徒（いたずら）に暮れ候ものこれ有るに於ては、五人組の内にて互いに吟味致し異見申すべく候、

用いざるものこれ有り候はば、名主へ早々相断り、弥（いよいよ）名主申し聞かせ、其の上にても承引（しうりん）致さず候はば、御役所へ申し上げるべく候、若し隠し置き候はば、名主・年寄・五人組とともに

曲事に仰せ付けらるべき候事

○一祭礼・法事弥軽くこれを執り行うべし、惣じて寺社山伏法衣（ほうえ）、装束（しうぞく）等、万端軽く仕るべき事

○一町人舞々（まいまい）・猿樂（わんらく）・縦御扶持入ると雖も、刀を帶び申さざる旨仰せ渡され畏み奉り候事

○一百姓・町人衣服、絹紬・木綿・麻布を以て、此の内分限（ふげん）に応じ妻子共に着用すべし、此の外無用に仕るべき旨仰せ渡され畏み奉り候事

附り、惣じて下女布木綿着、帶同前のこと

○一御用を達し候諸町人、挑燈（ちょうちん）或いは通し箱・長持ち等に御紋付け來たり候儀相止め、御用と申す字を書き付け、御紋を付け間敷旨仰せ付けられ候間、在々にても其の旨相心得べき旨畏み奉り候

○一諸事拝借物仕り候者、自分の手廻り商人、又は武士方・出家に限らず、方々へ貸し置き候手形に、拝借金或いは上納金の由これ書き入れ候、右の通り文言書き入れ